

浜田圏域県管理河川に関する 減災に向けた地域の取組方針

平成29年11月6日

浜田圏域県管理河川に関する減災対策協議会

〔 浜田市、江津市、国土交通省浜田河川国道事務所
　気象庁松江地方気象台、島根県浜田県土整備事務所 〕

目 次

1. はじめに
2. 本協議会の構成員
3. 減災のための目標
4. 概ね5年で実施する取組
5. フォローアップ[°]

1. はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。これに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほど多数の孤立者が発生する事態となりました。今後も気候変動の影響により、このような河川施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが懸念されます。

こうした背景から、平成27年12月に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」の答申があり、国土交通省において、施設では守りきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、新たに、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」を取りまとめました。

このビジョンに基づき、県内の一級河川については、直轄管理区間を対象として、平成28年に国・県・沿川市町村等と協働で減災対策協議会を設立し、減災のための取組を推進しているところです。

そのような中、平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道や東北地方の中小河川で甚大な被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では、要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生しました。

これを機に、平成29年1月、社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対し「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」として、都道府県管理河川においても、河川管理者と市町村長等による減災対策協議会の設置の促進等が答申されたところです。

これを踏まえ、県管理河川においても、国・県・市などの関係機関が連携・協力して、減災のための目標を共有し、計画的に推進する「浜田圏域県管理河川に関する減災対策協議会」を設立し、水防災意識社会の再構築に向け取り組むこととしました。

本協議会では、浜田圏域の氾濫特性を踏まえた洪水被害に対する減災対策について各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」を取りまとめたところです。

今後は、毎年出水期前に進捗状況を共有するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行うなどのフォローアップを行い、水防災意識を高めていくこととします。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下、「構成機関」という。）は以下のとおりです。

| 構成機関 | 構成員 |
|-------------------|------------|
| 浜田市 | 市長 |
| 江津市 | 市長 |
| 国土交通省 中国地方整備局 | 浜田河川国道事務所長 |
| 気象庁 | 松江地方気象台長 |
| 島根県 | 浜田県土整備事務所長 |
| オブザーバー | |
| 島根県 防災部 防災危機管理課 | |
| 島根県 土木部 河川課 | |
| 国土交通省 中国地方整備局 河川部 | |

3. 減災のための目標

本協議会で概ね5年(平成33年度まで)で達成すべき目標は以下のとおりとします。

【5年間で達成すべき目標】

中小河川等の洪水被害に対し、「逃げ遅れによる人的被害をなくすこと」、「地域社会機能の継続性を確保すること」を目指す。

また、上記目標達成に向け以下の取組を実施します。

1. 水害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現
2. 要配慮者利用施設における確実な避難
3. 被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図る

4. 概ね5年間で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりです。

1. 水害リスク情報等を地域と共有し、命を守るための確実な避難の実現

| | 主な取組項目 | 対象 | 目標時期 | 取組機関 |
|---|---|---------------------------------------|--------------|-------------------|
| 1 | ※想定最大規模降雨に係る洪水浸水想定区域図の作成・周知 ・浸水継続時間、家屋倒壊等想定氾濫区域の設定し公表 | 周布川 浜田川 下府川 三隅川 八戸川 敬川 | 平成31年度末までに実施 | 島根県 |
| 2 | ※水害ハザードマップの改良・周知 ・想定最大規模降雨の浸水想定に基づく水害ハザードマップの改良・周知 | 対象流域 | 平成33年度末までに実施 | 浜田市 |
| | | | 平成33年度末までに実施 | 江津市 |
| 3 | ※避難勧告等の発令に着目した水害対応タイムラインの策定 ・情報伝達演習等を通じ、改善を進めながら定着を図る | 周布川 浜田川 下府川 三隅川 八戸川 敬川 | 平成33年度末までに実施 | 協議会全体 |
| 4 | ※洪水時における河川管理者からの情報提供（ホットラインの定着） ・出水期前の情報伝達演習等を通じて連絡体制の定着を図る | 周布川 他 | 平成28年度から継続実施 | 島根県 浜田市 江津市 |
| 5 | ※避難勧告等の発令判断を的確に行うための水防情報提供の充実 ・次期水防情報システムの開発により県民向け情報提供の充実等を図る | 圏域 | 平成31年度末までに実施 | 島根県 |
| 6 | ※水害リスクの高い箇所を監視する簡易水位計等の整備 ・県内モデル河川で検証した上で、順次拡大を図る | — | 平成30年度から順次実施 | 島根県 |
| 7 | ※出前講座や広報紙を活用した防災知識の普及 ・出前講座により水防情報の入手、活 | 圏域 | 毎年継続実施 | 協議会全体 |

| | | | | |
|---|--|----------|------------------|-------------------|
| | 用方法等について周知 ・広報紙を活用した情報発信 | | | |
| 8 | ※水害リスクの高い重要水防区域、危険な箇所の共同点検 ・出水期前に重要水防区域、危険な箇所、水防資機材等について、河川管理者・市・消防団等と共同点検を実施 | 周布川 他 | 平成30年度から 実施 | 島根県 浜田市 江津市 |
| 9 | ※水害危険性の周知促進 ・過去の浸水実績等を把握し、水害ハザードマップ等により住民へ周知 ・水位周知河川に新たに指定する河川について調整 | 周布川 他 | 平成32年度から 順次実施 | 島根県 浜田市 江津市 |

2. 要配慮者利用施設における確実な避難

| | 主な取組項目 | 対象 | 目標時期 | 取組機関 |
|----|---|----|------------------|-------|
| 10 | ※要配慮者利用施設の管理者が策定する避難確保計画作成支援 ・施設管理者向けの説明会を開催（平成29年1月～2月） ・モデル施設で作成する避難確保計画を協議会の場で共有 | 圏域 | 平成28年度から 継続実施 | 協議会全体 |

3. 被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図る

| | 主な取組項目 | 対象 | 目標時期 | 取組機関 |
|----|---|----|--------|-------------------|
| 11 | ※河川改修、堆積土砂の撤去等による洪水氾濫を未然に防ぐ対策 ・河川整備状況を共有 ・河川改修、水門・排水施設の長寿命化について計画的に実施 ・通水を阻害する堆積土砂・立木の撤去について優先箇所を定めて順次実施 | 圏域 | 毎年継続実施 | 島根県 浜田市 江津市 |

| | | | | |
|----|--|----|--------------|---------------------------|
| 12 | <p>※排水施設、排水資機材等の情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水施設、排水資機材、備蓄水防資機材等の共有 ・長期にわたり浸水が継続し重要施設（市町村庁舎等）が存する地域において排水計画作成 | 圏域 | 毎年継続実施 | 中国地整 島根県 浜田市 江津市 |
| 13 | <p>※市町村庁舎等の災害拠点施設の自衛水防の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等に対する情報伝達体制・方法の共有 ・浸水想定区域内の市町村庁舎の機能確保のため、耐水化・非常用電源等の必要な対策について、協議会で共有 | 圏域 | 平成29年度から継続実施 | 協議会全体 |

5. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととします。

今後、取組方針に基づき連携して減災対策を推進し、毎年出水期前に協議会を開催し、進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針の見直しを行います。

また、実施した取組についても訓練・防災教育等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的にフォローアップを行うこととします。